【低濃度版】PCB特別措置法に基づく各届出書の記入要領(改定案)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する 法律(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)による改正後のポリ塩化ビフェニ ル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」と いう。)においては、第8条第1項(法第15条及び第 19 条において準用する場合を含 む。)に基づくポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物等の保管及び処分状 況等届出書等の届出を行う必要があります。

なお、令和9年3月31日の処理期限が迫っており、届出様式は現行のものとしますが、 保管中の低濃度PCB廃棄物や濃度不明物の処理促進につながる必要な情報を具体的に記入 いただくことにしました。

届出等を行うに際しては、以下の記入要領よくお読み頂いた上で記入していただくようお願いいたします。記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになりますので、 御留意願います。

1. 各届出書等の実施時期等について

平成28年改正法等により、必要な届出等が追加されたことを踏まえ、届出等の実施者及び実施時期を届出等の種類ごとに整理しました。以下の内容に留意の上、実施して下さい。

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期	
様式第1号(一)	PCB廃棄物の保管事業者	前年度の保管等の状況について、そ	
		の次年度の4~6月	
様式第1号(二)	PCB廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、そ	
		の次年度の4~6月	
様式第2号	PCB廃棄物の保管事業者又は	保管の場所又は所在の場所を変更し	
	PCB廃棄物の処分業者	た日から10日以内	
様式第3号	PCB廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合	
様式第4号	PCB廃棄物の保管事業者	全てのPCB廃棄物の処分が完了した	
		日から20日以内	
様式第5号	PCB廃棄物の保管事業者	承継があった日から30日以内	
	(地位の承継を受けた者)		
様式第6号	PCB廃棄物の保管事業者	譲り受けた日から30日以内	
	(譲受者)		

2. 各届出書等の共通の記入事項について

法に基づく各届出書等に共通の記入事項について、備考に記入のほか、下記のとおり整理しましたので、届出書等の記入にあたっては参照ください。なお、前年度に保管等に係る届出をした場合であって、当該届出に係る低濃度PCB廃棄物にPCBが含有していな

いことが判明した場合、新たに低濃度PCB廃棄物の保管が判明した場合や、紛失した場合等には、速やかに都道府県市に届け出て下さい。

※ 改正規則による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)を新規則という(以下同じ)。

(1)「保管の場所」及び「所在の場所」

- ・保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所 在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入して下さい。同じ住所である場 合は、その旨を記入して下さい。
- ・保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所 が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所を それぞれ特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記 入して下さい。

(2)「番号」

- ・1つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(令和6年度の状況を届け出る場合の例:6-001)を付して下さい。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入して下さい。
- ・1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台(1個)ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3 kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

(3)「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

・「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他 ()」として、 ()内にできる限り具体的に記入して下さい。 (例:「その他 (防護具)」、「その他 (油採取器具)」等)

<種類>

- ① 変圧器 (トランス)
- ② 柱上変圧器(柱上トランス)
- ③ コンデンサー (3kg以上)
- ④ コンデンサー (3kg未満)
- ⑤ 計器用変成器
- ⑥ リアクトル
- ⑦ 放電コイル

- ⑧ 電圧調整器
- ⑨ 整流器
- ⑩ 遮断器
- ① 開閉器
- ② 中性点抵抗器
- (13) サージアブソーバー (避雷器)
- ① OFケーブル

- ⑤ その他電気機械器具
- 16 電気絶縁油
- ⑰ 熱媒体油
- ® その他PCBを含む油
- 19 感圧複写紙

- 20 塗膜
- ②1) 汚泥
- ② ウエス
- ② その他

(4)「廃棄物の型式等」

- ・電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」 「表示記号等」を記入して下さい。
- ・「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入して下さい。単位には「KVA」「KV」「VA」 「 μ F」があります。
- ・「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入して下さい。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製()」「その他()」として、()内に具体的な製造者名を記入して下さい。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入して下さい。

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① (株)愛知電機工作所(現:愛知電機(株))
- ② 大垣電機(株)
- ③ 大阪変圧器(株) (現:(株)ダイヘン)
- ④ (株) 関西二井製作所(現:ニチコン(株))
- ⑤ 北芝電機(株)
- ⑥ (株)キューヘン
- ⑦ (株)指月電機製作所
- ⑧ 四国変圧器(株) (現:四変テック (株))
- ⑨ (株)高岳製作所 (現:(株)東光高 岳)
- ⑩ (株) 弹電機製作所 (廃業)
- ① 中立電機(株)
- ① トーエイ工業(株)
- ③ (株)東芝(現:東芝インフラシステムズ(株))
- ④ 東京電器(株) (現:日本ケミコン (株))
- (5) 東光電気(株) (現:(株)東光高 (5) 年)

- 16 東北電機製造(株)
- ① (株)トーヘン、東京変圧器(株)(現:東光器材(株))
- ⑧ (株)戸上電機製作所
- (19) (株) 酉島電機製作所
- 20 中国電機製造(株)
- ② (株)帝国コンデンサー製作所(廃業)
- ② 二井蓄電器(株) (現:日本ケミコン(株))
- 23 日新電機(株)
- ② 日本コンデンサー工業(株)(現: ニチコン(株))
- ② 日立産機システム(株)
- ® 日立コンデンサー(株)(現:エー アイシーテック(株))
- ② (株)日立製作所
- (株) フジケン (現:(株) テックプレ シジョン)
- ② 富士電機製造(株)(現:富士電機(株))
- ⑩ 古河電気工業(株)
- ③ 北陸電機製造(株)

- ② 松下電器産業(株) (現:パナソ ニックインダストリー(株)、パナ ソニック スイッチギアシステムズ (株))
- ③ マルコン電子(株) (現:日本ケミ

コン(株))

- ③ 三菱電機(株)
- ③ (株)明電舎
- 36 海外製
- ③ その他
- 「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。
- 「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。
- ・「表示記号等」では、銘板に油量の記載がある場合は単位を付けて記入して下さい(例: 1600)。
- ・電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。

(5)「処分予定年月」

- ・「処分予定年月」は、低濃度PCB廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年 月を記入して下さい。
- ・処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入して下さい。 ただし、処分業者と調整を終えていない場合は、保管事業者として想定している処分 予定年月を記入して下さい。

(6)「量」

- ・「台数又は容器の数」の欄には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数 (個数)を、その他のものについては保管又は所有している容器の数(缶数等)を、 それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にま とめて保管又は所有している場合であって台数(個数)を把握することができないと きは、保管又は所有している容器の数(缶数等)を単位とともに記入して下さい。
- ・低濃度PCB廃棄物の無害化処理では、台数や容器の数だけでなく、その大きさや重量の情報も必要となります。そのため、台数や容器の数に加えて概算でもよいので可能な限り「総重量」も記入して下さい。
- ・「総重量」には、電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記入して下さい。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入して下さい。また、容器にまとめて保管しているものについては、容器込みでの重量を記入して下さい。
- ・重量はkg単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入して下さい。

(7)「区分」

- ・「区分」は、「低濃度」を選択して記入して下さい。
 - ・「低濃度」とは高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年環境省告示第98号)第2項第1号イ、同

項第2号イ及び同項第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。なお、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度となります。

- ・PCB濃度を測定済みの場合はその測定値を参考事項欄に記入して下さい。記入する PCB濃度の単位は、廃油や各種汚染物のPCB濃度を測定した場合は「mg/kg」、拭き取り試験で測定した場合は「 $\mu g/100 cm2$ 」、部材採取試験で測定した場合は「mg/kg(部材採取)」、廃酸・廃アルカリに含まれるPCB濃度を測定した場合は「 mg/ℓ 」として下さい。また、測定した分析機関名も備考欄に記入して下さい。
- ・製造年、メーカー名、型式名等から低濃度PCBに該当する可能性があってPCB濃度が 未測定の場合は「低濃度」を選択し、参考事項欄に「濃度不明」と記入して下さい。 なお、PCB濃度の測定を予定している場合はその予定年月も併せて記入して下さい。

(8)「保管の状況」

- ・「容器の性状」には、低濃度PCB廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入して下さい。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他()」として、()内にできる限り具体的に記入して下さい。なお、変圧器(トランス)やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。
- ・容器の容量や寸法についても参考事項欄に具体的に記載して下さい(例:「2000ドラム缶」、「250×300×400mm」)
- ・新たに低濃度PCB廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出た低濃度PCB廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管している低濃度PCB廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付して下さい。

<容器>

- ① なし
- ② 金属製箱
- ③ ドラム缶
- ④ ペール缶
- ⑤ 一斗缶
- ⑥ プラスチック容器

- ⑦ 段ボール箱
- ⑧ コンクリート槽
- (9) 屋外タンク
- (10) 屋内タンク
- ① その他

(9)「処分業者との調整状況」

・「処分業者との調整状況」には、低濃度PCB廃棄物を無害化処理業者に委託して処理する場合は委託契約の締結状況等を記入して下さい。(例:「契約済み」、「未定」、「調整中」)

- 3. 各届出書等の留意事項について 各届出書の記入方法等について、下記の点について御留意下さい。
- ・新たに低濃度PCB廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合の手続は、別紙の通りとなります。
- ・様式第1号について、前年度中に低濃度PCB廃棄物を保管していたことが新たに判明 した場合は、1. 「①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」 に必要事項を記入して下さい。
- ・様式第2号の③及び様式第3号の③に記載されている「変更前の事業場における番号」は、「番号(既に届け出たPCB廃棄物又は低濃度PCB使用製品に付されている番号)」と同義であるため、空欄で構いません。

想定される事例		当該年度の届出	次年度の届出	
I. 新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合				
※当該年度中に保管量全てが増加又は減少した事業場を想定。				
①新たに保管が判明した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	法第15条において読み替えて準用する第8条 第1項の届出及び新法第15条において読み替	様式第一号(一)1. ④に記入	
	77日7月07年末初	えて準用する第10条第2項の届出を実施	47(二部)人	
②保管場所の変更の場合	当該年度中に保管量	新規則第21条による届出を行い、新法第15条	様式第一号(一)1.	
	が増加した事業場	において読み替えて準用する第10条第2項の 届出を実施	②及び④に記入	
	当該年度中に保管量	新規則第21条による届出を実施	様式第一号(一)1.	
	が減少した事業場		③に記入	
③ポリ塩化ビフェニル使用	当該年度中に保管量	法第15条において読み替えて準用する第10条	様式第一号(一)1.	
製品が廃棄物になった場合	が増加した事業場	第2項の届出を実施	②及び④に記入	
④ポリ塩化ビフェニル廃棄	当該年度中に保管量	新規則第26条第2項の届出を行い、新法第10	様式第一号(一)1.	
物の譲受け・譲渡しの場合	が増加した事業場	条第2項の届出を実施	②及び④に記入	
	当該年度中に保管量	_	様式第一号(一)1.	
	が減少した事業場		③に記入	
⑤法人の分割等により地位	当該年度中に保管量	新法第16条第2項の届出を行い、新法第10条	様式第一号(一)1.	
が承継した場合	が増加した事業場	第2項の届出を実施	②及び④に記入	
	当該年度中に保管量	_	様式第一号(一)1.	
	が減少した事業場		③に記入	